

議案第47号

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事 - 2 請負契約締結について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事 - 2 請負契約を次の要項により締結する。

- | | | | |
|---|---------|---------------------------------|-------------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事 | 一式 |
| | | 延長 | 1,300メ - トル |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市西区靱本町 1 丁目11番 7 号 | |
| | | 熊谷組・森組特定建設工事共同企業体 | |
| | | 構成員 株式会社 熊谷組 | |
| | | 株式会社 森組 | |
| 3 | 契 約 金 額 | 9,988,000,000円 | |
| 4 | しゅん工期限 | 令和 7 年 3 月31日 | |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市北区中津 7 丁目、大淀北 1 丁目及び大淀北 2 丁目 | |
| | | 令和 2 年 2 月 7 日提出 | |

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事 - 2 請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。